

令和3年3月17日	
所 属	教育委員会事務局 職員課
所属長	中道 隆広
電 話	06-4950-5660

---

## 尼崎市立高等学校における転学願の不適切な事務処理事案に係る 関係教員の懲戒処分等について

---

尼崎市立高等学校において、平成30年3月に同校生徒が他の高等学校に転学した。その際に、同校に提出されたとする転学願が令和2年3月に校内で発見された。その転学願については、複数の不審な点があり、その経緯を明らかにするため、関係者を対象に聞き取り調査を実施した。調査により転学願の作成経緯についての不適切な事務処理状況が確認できたため、関係教員の懲戒処分等を次のとおり行った。

### 1 調査により確認できた事実

#### (1) A教頭（当時）

平成30年3月、同校生徒が他の高等学校に転学した際、A教頭が転学願の名前・住所・転学先までを記入した後、担任のB教諭に転学理由の欄を書くように指示し、当該生徒及び保護者の捺印のない転学願を作成した。その転学願を当該生徒及び保護者の了解を得ることなく学校内で決裁した。

#### (2) B教諭（当時担任）

上記(1)において、A教頭が転学願の名前・住所・転学先までを記入した後、転学理由の欄を書いておくように指示され、「一身上の都合」と記入した。

#### (3) 校長（当時）

上記(1)において、A教頭によって作成された転学願を校内で決裁した際、決裁権者として押し承認した。校長は当時、転学願は当該生徒及び保護者が記入したものと認識していたが、当該生徒及び保護者の印鑑が捺印されていない等、複数の不審な点があったにもかかわらず、確認を怠った。

### 2 対象教員及び懲戒処分等の内容

#### (1) A教頭（当時）

停職1月（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

#### (2) B教諭（当時担任）

戒告（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

#### (3) 校長（当時）

訓戒（尼崎市教育委員会職員の訓戒等の措置に関する要綱）

### 3 懲戒処分日

令和3年2月26日（金）

以 上